

第1問

第1 Xの罪責

1 XがA方の「人の住居」に窓を壊して侵入した行為は住居権者であるAの意思に反する入りであるから「侵入」となり、住居侵入罪(130条前段)が成立する。ただし、後段は「Yとの共同正犯」とある。

2 XがA方の居間に金目の物を探してたところで出くわしたBに対して十才で空手をして刺した結果、後のCを転倒させ手首を骨折させ、Bに脾損傷を負わせた行為について検討する。

(1) 上記行為はXが居間に金目の物を探してたところ、BとCに発見され、Bらから逃げ切るためになされたものであるから、「虚構を免れるために」^{（参考）}「暴行^{（参考）}」としてそのとして事後強盗となり、BとCに傷害結果が生じてそこから強盗致傷罪(243条)が成立する。アの問題となるが、Xが「窃盜」にあたるか。

ア 窃盜にあたるにしても人が窃盜罪(235条)の実行に着手していること（43条本文）である。窃盜罪の実行の着手とは、占有侵奪の現実的危險性を有する行為を開始し、又はこれに密接に隣接する行為を開始したことといい、その際に何れかの計画や犯行現場の状況を考慮に入れることがたまると見える。

イ XとXは上記行為の時点では、居間に金目の物を探していたに可らず、現に金目の物を見つけてもいかない以上、具体的な物に対する占有侵奪の危険性は生じていないとも思える。(例) Xの計画では、Aは一人暮らしで海外出張中であつたのであるから、A方への侵入が成功すれば、A方にある金品を奪うことは容易であると考えられる。又は、Aは金持ちであるから、A方には金品がある可能性が高い。そのため、Xが居間に金目の物を探していた時点ではAの金品等の財物に対する占有侵奪の危険性は高まっていない、同行為は占有侵奪行為と密接に隣接する行為といえる。

(したがって、Xは窃盜罪の実行に着手していないから、「窃盜」にあたる。

乙 XがBを十才で空手刺した行為は、刃物の長さ約5センチと比較的低いが、武器としてBの身体は和服部と腰帯部で保護されており、刺すのに苦労するから、反撲反抗抵抗に足る有形力があり、併せて暴行^{（参考）}にあたる。そこで、XはBを十才で空手の上記行為のみでなく、「暴行を免れ」という事件も充てられ。

丙 上述のようにXはBに対して刃物長さ約5センチという較弱弱小の高い武器でBの身体を腰帯部と腰帯部で刺す行為^{（参考）}、この結果を認識・評価しているから、Xには故意が認められる。故意を認めた場合に240条が適用される問題となるが、同条は刑事法教科書上強盗が人を死傷させることが多くて鑑定、特に人の生命身体を保護する目的でいることから可らず、今が法益保護の範囲外^{（参考）}である場合に240条が適用されるべきである。そこで、同条は第一に生命・身体・保護をもつてみながら既遂時期は致傷結果が生じた時点とする。

(したがって、上記行為はBは死んでいないことから、上記行為を強盗致死未遂罪(240条、243条)が成立する。

丁 XがBに対して殺意を持って十才で刺した行為は、Cを刺倒し、骨折という傷害結果が生じている。XはCを空手Cから追いつめられてることを認識しているが、Bを刺す行為によってCに及ぶ危険性が生ずるとはいえない。

キテ、密接的にBを空手することによってその後CにいたCが刺倒し、傷害を負うことは上記に記載されたBを刺すことの危険がCの刺倒しによる傷害という結果に現実化したものといえ、因果関係は肯定できる。されば、人の身体を保護法益といふに付ける方法は有形力の行使であるといつて行為態様^{（参考）}をもつて、傷害^{（参考）}の限度で構成要件の実質的要素^{（参考）}をもつて、それが故意を認める。

(したがって、上記行為はCに対する強盗致傷罪が成立する。

3 Xに対する住居侵入罪①強制強盗致死未遂罪、②Cに対する強盗致傷罪^{（参考）}④窃盜未遂罪が成立し、②、④は觀念的競合(54条前段)となり、①とは牽連犯(54条後段)となる。④①④はYとの共同正犯が成立する。

第二 Yの罪責

1 住居侵入・窃盜^{（参考）}についてはXと共同正犯としてYが、XとAとの侵入及び窃盜とは計画し、実行^{（参考）}した行為についてXとYの共同正犯・住居侵入・窃盜の共同正犯が成立する。

2 共同正犯の一員であるYが住居侵入・窃盜の根柢は正犯性をもって支配者若しくは法益侵害の根柢^{（参考）}として因果性をもつた点^{（参考）}が、①共謀②正犯性③共謀に基づく実行行為がもつて共同正犯が成立する（参考）。

① YはXの犯行の妨げに付し、犯行に加わることと了承してしまったことから意思疎通及びAとの住居侵入窃盜の法益侵害^{（参考）}の共謀が認められる。Yは金に固り、金品を割り取る所をもつて自分の犯罪として正犯意をもつて、自動車の運転と違反り行為はXがA方に移動手段や進む手段の提供、犯行発覚の防止

の間に重要な役割)といふが、③共同正犯性がある。すなはち、Yは Aを犯した人の策劃から犯行の実行までXに犯行中止を許し、その後先に帰らず自らXに一方的に比喩してやる。二段階的共同犯行から~~連続的~~の連続犯が認められるが、後のXの行為の結果に該当する。

③共謀の某々が実行行為といふ。YはAを犯す意図のみでこれを認める。すなはち、共謀の处罚根柢は結果への因果性を考慮して成立にあらず、因果性を過剰化したといえども限り、AがAの過失犯は認められないと考へられる。

Yは先に帰ると一方的に伝えただけで電話を切つて离去し、XがA了承を得ていない。Yは A方に Xと其に行なうとした行為を実行結果の物理的・~~並~~因罪性、心理的因罪性を及ぼさずより、これらを除去可能にしていないといふころが、Yは其他の過失犯としたうえではない。

こうだとすれば、Xが窃盗の着手に及んで入る二通り、ここで③共謀の某々が実行行為として、YはAを犯す共同正犯の罪責を負う。

(2) 一方、XY間の共謀は一人暮らしの留守中のA方への窃盗であり、YはXがアパートを留守していなかったからとてあるから、~~強盗~~事後強盗行為と窃盗が、いずれも財物の占有を保護法益とい、行為態様も~~共謀~~あら程度共通しているとしても、Xの強盗行為は③共謀に基づく実行行為ではない。

2 したがって、Yは 住居侵入罪、窃盗未遂罪の共同正犯の罪責を負う。

第二問

第一 Xの罪責

1 Xがヤクザへの手を出しとは余知り得ない。賭博料として100万円支払ふと金を出し向け、Yは殴打して行為は、財物の所有権を奪う人で異常なヤクザに18暴行(249条新規)にあたる。そして、信頼金を受けAとの口一契約を通してXはA社から100万という財物を得ることになり、YがA社にA 100万円の支払債務という財産的報告を生じさせたのである。すなはち、上記行為の上に販売強制罪が成立する。

2 Xが、YはA社とローン契約を締結して行為について譲取罪(246条1款)が成立はないか。

Bは、莫実はYが100万円の指輪を購入しないことを知っていたれば、本件契約の締結があらざることはなかつたが、立替金の交付の判断の基礎となる重要な事実を偽りて欺く行為である。

さて、Bは上記行為により錯誤に陥り、このうえXに100万円を送金し、「交付」している。

AはYがローンの支払いを受け得子と見て、不動産契約に基づくローン契約自体を認めたうえでないか、Aは実質的な財産的報告が認められる。

したがって、上記行為の上に販売強制罪が成立し、Yは共同正犯となる。

3 XがYに銀行印存を代理して行為を行つても、通帳キヤンニカート名義人以外の直良子はこれを銀行が禁止し、EとYの厚開設の裏表を知つてみれば心づかみがあることからされば、通帳キヤンニカートを寄付され、その交付の判断の基礎となる重要な事実を偽りて欺く行為であるが、同一行為につき譲取罪が成立し、Yは共同正犯となる。

第二 Yの罪責

1 ローン契約を締結したことについては、恐喝エキレヒトアリ Aを共同して欺く行為と、譲取罪が成立し、Cの厚開設行為も同様である。Xの共謀、正犯性の認められることは認められる。